

はじめに

年の瀬を迎え寒さが一段と厳しくなってきましたが、由良地区の皆さまはいかがお過ごしでしょうか。今年もいよいよ残りわずかとなってまいりました。本工事着工に際してご理解いただき献身的なご協力頂けたこと心より職員一同感謝申し上げます。工事着工したばかりですが、無事故で明るい正月が皆様と共に迎えられるよう作業所一同丸となり工事を進めて参ります。

急傾斜地崩壊防止対策って

急傾斜崩壊対策事業とは降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害に対し、急傾斜地崩壊防止施設等を設置することによって人の命を守る仕事です。

兵庫県で初めての急傾斜地崩壊対策事業は神戸市明泉寺地区ほか3箇所で、昭和42年7月の集中豪雨により、神戸市などで多くのがけ崩れが発生し、多くの死者が出たために国庫補助事業として実施しました。

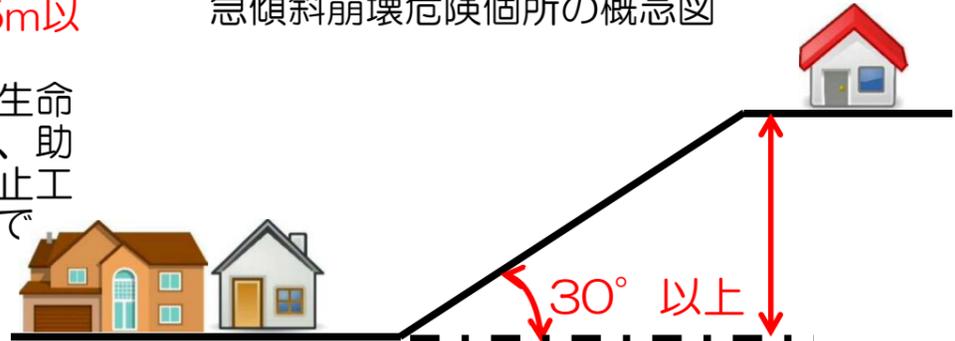
兵庫県下の急傾斜地崩壊危険個所のうち、崩壊による被害を受ける可能性のある人家が5戸以上または官公署、学校、病院、旅館等のある箇所は、5,557箇所(うち要対策箇所4,684箇所)です。これらのうち、1009箇所に着手しており、崩壊防止施設の整備率は約18%(平成29年3月)です。

兵庫県の急傾斜地ってどこにある

兵庫県の砂防課で管轄している急傾斜地は「急傾斜地崩壊危険箇所」と「急傾斜地崩壊危険区域」があります。どちらも斜面の傾斜が水平面に対して30°以上かつ、高さが5m以上の斜面で人家に被害を及ぼす可能性のある箇所です。

急傾斜崩壊危険区域は斜面崩壊に伴う災害から住民の生命を保護するため、降雨や地震などによりがけ崩れを誘発、助長しないよう制限する必要がある土地や急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地を県知事が指定した区域のことです。

急傾斜崩壊危険箇所の概念図



急傾斜地の対策工は？

- 1. 擁壁工**
コンクリート構造物を設置する事によって斜面の崩落、滑落を防止します。斜面の下部に設置する事によって、斜面脚部の安定、斜面中段での小規模な崩壊の抑止、斜面上部からの崩壊土砂の斜面下部での待ち受けのための工法です。
- 2. のり面保護工(法枠工、植生工)**
斜面の表層をコンクリートや植生で覆う事で、風雨による風化および雨水または地下水による浸食から斜面を保護します。今回はコンクリートと植生を併用することで、周囲の環境になじむような工法を行います。
- 3. 落石防護柵**
落石が発生した場合に、斜面の下にある人家などに被害を及ぼさないように食い止める役割があります。擁壁上に設置してあるフェンスの事です。

今後の工事のお知らせ

今後の工事につきましては、次に示す工程表に基づき進めてまいります。

工種	年月	平成29年			平成30年			
		10	11	12	1	2	3	4
仮設工		■	■					■
擁壁工コンクリート				■	■		■	
崩壊土砂防護柵工					■	■	■	■
生コン車搬入台数		-	-	30	30	5	15	1

※本表は予定であり、変更となる場合もあります。今後も引き続き工事の進捗状況につきまして、ご報告してまいります。なお、詳細は、右記までお問い合わせください。

■(株)松本組 由良地区急傾斜地崩壊防止工事作業
電話：079-660-2569へ
本新聞は毎月1回発行予定です。